

事業報告書

(自 令和7年4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 吉陽会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市加賀野四丁目15番30号
- (3) 設立認可年月日 平成 5年 11月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年 11月 4日

2 事業の概要 (1) 本来業務

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	しまぎ歯科医院	0 3 3 0133232	岩手県盛岡市加賀野四丁目15番30	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は臨時社員総会で議決した事項

令和 7年 5月 20日

令和 6年度決算の決定

令和 7年 5月 20日

令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 吉陽会
所在地 岩手県盛岡市加賀野四丁目15番30号

※医療法人整理番号 1 4 6

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	73,145 千円
2. 負 債 額	26,694 千円
3. 純 資 産 額	46,451 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	56,501
B 固 定 資 産	16,644
C 資 産 合 計 (A + B)	73,145
D 負 債 合 計	26,694
E 純 資 産 (C - D)	46,451

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

貸借対照表

法人名 医療法人 吉陽会

※医療法人整理番号 1 4 6

所在地 岩手県盛岡市加賀野四丁目15番30号

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	56,501	I 流 動 負 債	21,730
II 固 定 資 産	16,644	II 固 定 負 債	4,964
1 有 形 固 定 資 産	11,460	負 債 合 計	26,694
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	5,184	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	36,451
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	46,451
資 産 合 計	73,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,145

損益計算書

法人名 医療法人 吉陽会

所在地 岩手県盛岡市加賀野四丁目15番30号

※医療法人整理番号 1 4 6

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	41,263
2 事業費用	40,198
本来業務事業利益	1,065
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,065
II 事業外収益	192
III 事業外費用	39
経常利益	1,218
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,218
法人税等	246
当期純利益	972

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 吉陽会
理事長 島崎 操一 殿

私は、医療法人 吉陽会の令和 7年会計年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月20日

医療法人 吉陽会

監事 佐藤 保